

奈良市ボランティアインフォメーションセンター 共同作業コーナー利用規約

奈良市ボランティアインフォメーションセンターにおける共同作業コーナーの利用に関する規約を次のとおり定めます。

- (1) 共同作業コーナーは、ボランティア活動をはじめとする市民公益活動のためのチラシや会報などの作成を目的として、印刷機・紙折り機・裁断機を利用できます。
- (2) 共同作業コーナーは、複数の団体、個人の方が同時に利用できますが、譲り合ってお使いください。なお、長時間利用される場合は、事前に予約することができます。
- (3) 印刷機の利用をする場合、印刷用紙は持参してください。製版を1回すると50円、印刷は50枚ごとに20円、実費相当分として負担していただきます。
- (4) 大型プリンターを利用する場合、A0サイズ用紙(84センチ)の印刷は、カラー印刷1mにつき1,300円、モノクロ印刷1mにつき1,200円をいただきます。
- (5) 他の利用者の迷惑になったり、管理上支障を及ぼすおそれがある場合は、利用をご遠慮いただくことがあります。
- (6) 利用にあたっては、以下の注意事項を守って利用してください。
 - ・安全に配慮して作業を行ってください。
 - ・施設、備品などを破損・紛失した場合は、速やかに事務室までご連絡ください。
 - ・ゴミが出た場合は、必ずお持ち帰りください。